

広島県環境保全基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年七月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

#### 広島県条例第四十一号

##### 広島県環境保全基金条例の一部を改正する条例

広島県環境保全基金条例（平成二年広島県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「関する普及啓発及び地域の環境保全活動の推進に必要な」を「関し必要な事業に要する」に改める。

第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（処分）

第五条 基金は、第一条の事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、第二条第三項の規定により増加した額の範囲内でその一部を処分することができる。

##### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。